

# 平成23年10月3日から、 県税の納税証明書請求時の「本人確認」方法が変わります。

山梨県では、納税証明書の発行に際して、納税者のみなさまの一層の個人情報保護を図るため、「本人確認」の方法を変更します。

※ 車検用の納税証明書を除きます。

つきましては、請求者(窓口で請求に来られる方)に、「本人確認書類」(請求者ご本人であることが確認できる書類)をご提示いただきますようお願いいたします。

## 窓口で提示していただく請求者の「本人確認書類」

次の「本人確認書類A」 → 「本人確認書類B」 いずれかをご提示願います。

### 「本人確認書類A」 顔写真付き、住所記載の本人確認書類

次の中から一つをご提示ください。(例示)

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、外国人登録証  
官公署等が発行した顔写真付き身分証 他

### 「本人確認書類B」 顔写真なしの本人確認書類

次の中から二つをご提示ください。(例示)(少なくとも一つは住所記載)

各種保険証、納税通知書、公共料金の通知書等、病院の診察券  
官公署等が発行した証書等 他

## 「納税証明書」請求の必要書類

### 「個人の納税証明書」を請求

- (1) 本人が請求する場合
  - ・ 本人確認書類
- (2) 代理人が請求する場合
  - ・ 代理人の本人確認書類
  - ・ 委任状(要:委任者の押印)

### 「法人の納税証明書」を請求

- (1) 法人の代表者・使者(受任者)が請求する場合
  - ・ 登記所届け出の印鑑
  - ・ 代表者・使者の本人確認書類
- (2) 代理人が請求する場合
  - ・ 代理人の本人確認書類
  - ・ 委任状(要:登記所届け出印の押印)